

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区の新規土地改良事業施行を次のとおり認可した。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第10条第1項の認可のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として新規土地改良事業施行の認可処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和3年12月3日

静岡県知事 川勝平太

土地改良区名 事業名 地区名	関係市町	認可年月日
富士裾野東部土地改良区 東富士演習場周辺農業用施設 （用排水路等）設置助成事業 上合・二股・中島地区	御殿場市	令和3年11月25日